

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第3回津市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成28年12月26日(月) 午前10時00分から午前10時50分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市特別職報酬等審議会委員) 月岡存 生川介彦 浅生幸子 伊藤庄吉 猪又英樹 葛西豊一 川辺千秋 佐藤ゆかり 辻岡利宏 西澤 博 (事務局) 総務部長 松本尚士 総務部次長 浅井英幸 人事課長 宮田雅司 人事課給与厚生担当主幹 若林麻衣子 人事課給与厚生担当副主幹 柿内宏介 人事課主査 奥田 努
5 内容	1 市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額 並びに市長及び副市長の給料の額について 2 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部人事課給与厚生担当 電話番号 059-229-3107 E-MAIL 229-3106@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

内	容
事務局	<p>お待たせいたしました。皆様方におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から第3回津市特別職報酬等審議会の開会をお願いしたいと存じます。</p> <p>本日は、これまでにいただきました御意見から答申案をまとめていただけましたらと思います。</p> <p>なお、答申につきましては、明日、12月27日をお願いしたいと考えておりますので、本日の会議の場において、答申の内容を整</p>

<p>会 長</p>	<p>えさせていただきますと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会長、会議の進行についてよろしくお願いいたしません。</p> <p>委員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、第3回津市特別職報酬等審議会の会議を開きます。</p> <p>先程、事務局の意向といたしまして、明日12月27日に、答申を行う予定とのことですので、本日中に答申の方向性について決定し、内容を固めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には御協力の程、お願いいたします。</p> <p>本日は、委員10名全員の御出席をいただいておりますので、津市特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立しております。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>前回の会議では、市長からの諮問事項であります議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、活発に御議論いただきました。</p> <p>各委員からの御意見は、現状維持が多数で、市長の給料の額には一部引上げの御意見、議員報酬の額には一部引下げの御意見がありました。</p> <p>御意見の一部を申し上げますと、平成28年の人事院勧告による民間給与との較差が0.17%とわずかであること、また、これまでの人事院勧告による民間給与との較差率の累計が0.46%、勧告に伴い実施した給与改定率の累計は0.74%といずれも小さいことから、据え置きが妥当であるとする御意見がありました。</p> <p>また、他市との比較においても特に高すぎる、低すぎるといったこともなく、水準は妥当であると考え、市長及び副市長の給料並びに議会における政務活動費の減額措置が終了した直後であり、据え置きが妥当であるとする御意見がありました。</p> <p>また、社会経済情勢から、景気は緩やかに回復基調が続いているが、中小企業における賃上げの状況や消費者物価指数の状況等を総合的に勘案すると、据え置きが妥当であるとする御意見がありまし</p>

	<p>た。</p> <p>なお、市長にあつては精力的に活動されている中、多くの問題を解決していただいております、市民目線で諸課題に取り組まれ、その職責や実績から考えると給料の引上げについて検討すべきとも思われるが、人事院勧告による民間給与との較差が小さいこと、行財政改革に伴う給料の減額措置の終了により、受け取る給料の額が実質的に増額となっていることから、現状の額が妥当であるとする御意見がありました。</p> <p>また、議員報酬については、議会活動等の現状から判断して引下げが妥当であるとする御意見がありました。</p> <p>また、今後の特別職の報酬及び給料の額について、本年は減額措置が終了し、すぐに引上げの議論にはならないが、県下最大の面積を有し活動範囲も広いこと、合併後、着実な歩みを続けてきた実績から、県下最高水準となるよう引上げを検討してよいのではないかと御意見がありました。</p> <p>また、今回の諮問事項ではございませんが、議会における政務活動費について、減額措置は平成27年度で終了したものの、執行率が100%の議員及び会派もあり、今後、政務活動費の増額について検討していくことも必要ではないかと御意見がありました。</p> <p>また、議員定数については、あまり発言をされない議員がいることなどから、議員定数を減らすことを検討してはどうかと御意見がある一方で、広大な市域の市民の声を適正に反映していくためにも議員定数は減らさない方がよいと御意見がありました。</p> <p>以上が、前回の会議における御意見の内容です。</p>
会 長	<p>それではここで、前回の会議で、議会活動に係る状況等について、詳細な資料の御要望をいただいておりますので、追加資料について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(審議資料及び参考資料説明)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 御質問、御意見がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>要求をした資料が出てきましたので、検討に値する資料ではない</p>

	かと思えます。
B委員	<p>資料を頂き、いろいろ見させていただきました。議会の中身がよく分かりました。</p> <p>私は、もっと議論をしていて、委員会などの回数が多いと思っていました。案外日数が少ないと感じました。それに比べ市長は365日、24時間体制で動いていただき、随分違うと思っています。</p> <p>また、平均年齢の資料ですが、市議会議員は60歳以上の方が5割以上で、伊勢湾岸の市長の平均年齢は45～46歳で、首長はみなさん若く、他市の議会も議員年齢が高いですね。やはり議会も若い方がどんどん立候補してくれるよう仕向けていかないといけないと感じました。</p>
A委員	<p>議事内容等を詳細に見ていただきたいと思うのですが、副市長の不信任が度々出たり、撤回を試みたり、もっと重要な議案があるのではないかとと思うのですが、どうしてこんなに副市長の不信任が出るのでしょうか。</p> <p>私も委員会を見せていただきましたが、すぐに不信任が出ました。これを見ると、本当に議員が正当な議会活動をしているのか不思議に思えて仕方がありません。このことが報酬とどのように関係するのかということですが、何をしても報酬は変わらない、上げるのはおかしいと思います。正当な議会活動を行ってればもっと報酬を上げてもいいと思いますが、現在の状態は少しおかしいと思っています。</p>
C委員	<p>この資料を見ると出席率が非常にいいと思いますが、一部欠席の回数が多い議員がいらっしゃいますが、理由と、欠席の際の手続きを教えてください。</p>
事務局	<p>ほとんどが風邪など体調不良による欠席で、議長に欠席届を出して休まれています。</p>
A委員	<p>委員会の中で、委員外議員が入っていますが、委員外議員は委員会所属の議員と同じように発言ができるのですか。</p>
事務局	<p>採決には加わりませんが、質問等は同じように行うことができます。</p>

	す。
会 長	<p>それでは、各委員の意見等をもとに、答申の方向性について決定していきたいと思います。</p> <p>議員報酬及び市長等の給料につきましては、据え置きが妥当とする御意見が多く、議員報酬につきましては、一部引下げの御意見、市長の給料につきましては一部引上げの御意見をいただきました。</p> <p>据え置き、引下げ、引上げ、それぞれの御意見がある中ですが、本審議会の答申としましては、人事院勧告における民間給与との較差が僅少であること、独自の減額措置が終了し、本来の額を受け取っていただいていること、現下の社会経済状況、他市の状況、それぞれの職責の重要性等を総合的に勘案し、平成29年度については現行のまま据え置くことが妥当であるという方向で進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
会 長	私から、第2回の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成するように指示いたしましたので、ただ今から、答申案をお手元に配付させていただきます。
会 長	<p>この答申案を基に、御意見の追加や表現等を含めた内容の確認をしていただき、最終的に、審議会として答申の確定へと進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、答申案について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(答申案読み上げ)
会 長	事務局からの答申案の説明について、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。
C委員	全体のまとめとしては良いですが、前回の会議で内閣総理大臣や三重県知事等に係る資料をいただきました。内閣総理大臣、国務大臣の俸給の改定も人事院勧告を考慮しており、今回は改定がないということや三重県知事にあっても人事委員会の勧告を考慮していること、あるいは国会議員や三重県議会議員の改定状況についての資

	<p>料も踏まえ、この審議会では審議を行ってきましたので、その辺りのことを記載していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>「1 会議の概要」を内閣総理大臣や三重県知事についての資料を踏まえた内容の記述を入れさせていただき、修正させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、「1 会議の概要」を修正ということによろしいでしょうか。</p>
C委員	<p>結構です。</p>
D委員	<p>先程のA委員の発言にあったような議会の状況は、私も市民として憂うべき状況だと思っています。</p> <p>「4 本審議会での意見の概要」のところで、議員定数の削減の意見の中に、本会議等であまり発言をされない議員がいることなどからという例示がありますが、発言をする議員はこの議員たちよりも上等なのかというと、首をかしげる部分もあります。</p> <p>例えば、本来議論すべき事項を先送りにする行動をとる議員がいるなどとして、あまり発言をされない議員と並列に記述するか、発言をされない議員がいるという部分を削除するというのを考えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
A委員	<p>追加していただくことに賛成です。</p>
B委員	<p>追加していただいたらどうですか。</p>
事務局	<p>発言をされない議員がいるということは、定数が多いのではないかということに関わってきますが、先程の御意見のような議員がいることを議員定数に係る御意見として並列で記述することは難しいと思います。</p>
D委員	<p>それでは、「5 検討に当たっての考慮事項等」の中で、議員の職務の遂行に当たっては高い識見と専門的知識が従来以上に要求されていますという記述がありますが、その部分に組み入れていただいてはどうでしょうか。</p>

A委員	「5 検討に当たっての考慮事項等」は、会長が審議会委員のそれぞれ意見を答申にまとめるにあたって考慮すべき事項と考えるものであり、そのように取り扱うべきというのであればよいのですが、そうでなければ、今の御意見も一つの御意見として、「4 本審議会での意見の概要」に入れてはどうかと思います。
会 長	それでは、議員定数に係る意見の部分はそのまま、先程のD委員の御意見を「4 本審議会での意見の概要」に追加するという事でいかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会 長	皆様の論議も尽くされたようですので、本審議会として市長からの諮問事項についてとりまとめを行いたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会 長	市長からの諮問事項は、議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についてであります。この件につきまして、委員の皆様の御意見が、ほぼ答申案と一致したということによろしいでしょうか。
会 長	もし、御意見がなければ、今回、新たにいただいた御意見を踏まえて、答申案を修正させていただいた後に、審議会からの答申として私と会長職務代理者から明日12月27日に、市長へ答申を提出したいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会 長	では、市長への答申につきましては、私と会長職務代理者にお任せいただくことによりお願いいたします。 その他として何か事務局の方でありますか。
事務局	委員の皆様方におかれましては、11月4日、11月29日、本

会 長	<p>日の3回にわたりまして、御熱心に御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>今後は、会長もおっしゃられたとおり、若干の調整等をさせていただいて、明日、会長から市長への答申を行っていただくよう進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>また、答申が終わりましたら、速やかに議会の方へも答申の内容を報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>皆様の御理解、御協力で審議を無事終えたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>これを持ちまして、津市特別職報酬等審議会を終了させていただくこととなります。皆様の御協力の下、無事に審議を終えることができましたことに、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それではこれで、津市特別職報酬等審議会を終了いたします。</p> <p>(終了)</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------